

# 1 生物多様性地域連携促進法とは

## 生物多様性地域連携促進法の制定とその背景

平成20年に生物多様性基本法が制定され、国は多様な主体の連携及び協働による生物多様性の保全のための活動を促進するために必要な措置を講ずることが定められました。また、平成22年には愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（CBD-COP10）が開催され、生物多様性に関する新たな世界目標として「愛知目標」が採択されました。また、2011年から2020年までの10年間は、愛知目標の達成も含めて、国際社会のあらゆるセクターが連携して生物多様性の問題に重点的に取り組む「国連生物多様性の10年」と定められ、多様な主体による生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組を進めていく機運が高まっています。

このような状況を踏まえ、生物多様性地域連携促進法が、平成22年12月10日に制定され、平成23年10月1日に施行されました。

## 生物多様性地域連携促進法の目的

この法律は、地域の自然的・社会的条件に応じた生物多様性の保全のための活動を地域における多様な主体が有機的に連携して行うことを促進し、豊かな生物多様性の保全、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。地域連携保全活動を担う多様な主体として、市町村、農林漁業者、NPO/NGO等の営利を目的としない団体、地域住民、企業等の事業者、教育・研究機関、専門家等が挙げられます。

今後、本法を活用して、同じ地域や隣接する地域で活動する複数の団体が同じ目標に向かって連携したり、異なる得意分野を持つNPO/NGO等や企業等の多様な主体がそれぞれの長所を活かしながら連携したりすることで、活動がより効果的になり、さらに発展することが期待されます。

## 地域連携保全活動に期待される効果

活動を通じて、地域の自然やそこに暮らす生きものの特徴や、地域の文化や祭り、行事、自然の恵みと農林水産業とのつながり等を知るとともに、昔と今の自然と暮らしの変化にも視点を向けることで、地域全体への理解が深まり、人々との交流が活発になる等、生きものと人々が賑わう地域づくりにもつながります。地域連携保全活動の意義として、次のような観点から、私たちの暮らしを豊かにし、地域の活力を生み出すことが期待されています。



### ①生物多様性の保全の推進と豊かな暮らしの源泉

私たちの暮らしは、地域の豊かな生物多様性から、気候の安定や災害の軽減、観光や特産品の販売といった経済効果等多くの恵み（生態系サービス）を受けて成り立っています。

全国各地の特性に応じた地域連携保全活動の実施により、地域レベルの生物多様性の保全を推進することは、豊かな暮らしの源泉の確保、ひいては我が国の生物多様性の保全につながります。

### ②地域の個性の再認識と魅力的で活力ある地域づくり

地域連携保全活動は、個性的で魅力ある地域づくりを進める上で有効です。地域に根ざす活動により、子どもから大人、高齢の方までが協働し、地域の個性を再認識する機会が得られます。また、人と人、そして人と自然のつながりが生まれ、地域コミュニティの再構築にもつながり、地域の活力も生まれます。地域への誇りや愛着が芽生え、生物多様性が支える地域固有の美しい風景や豊かで伝統的な地域文化が未来に引き継がれます。

さらに、バイオマス等の地域の自然資源を活用した新たな産業の創出、下流域に立地する企業等の事業者等、他地域からの活動への参加者との連携を通じた地域外との交流の促進、生きもの調査を通じた小・中学生への環境教育等、新しい地域づくりの取組が期待されます。

### ③豊かな感性の涵養<sup>かんよう</sup>と健康で文化的な生活

地域連携保全活動においては、自然の中で様々な関係者との協働による活動の実施を通じて、参加する一人一人の精神の安定や健康の増進が図られるとともに、特に子どもたちの豊かな感性が育まれる等、健康で文化的な生活の一助となることが期待されます。

# 2

## 地域連携保全活動とは

「地域連携保全活動」とは、地域の自然的・社会的条件に応じ、多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性を保全するための活動です。「有機的に連携して」とは、地域で活動を行う多様な主体が相互に連絡を取り合い知識や経験を共有し、各主体が適切な役割分担の下で、共通の目標に向けた活動を一体的に行うことを意味しています。皆さんの活動が地域連携保全活動に該当するものかどうか、次の点からチェックしてみましょう。

### 生物の多様性を保全するための活動

- 生態系の保全や種の保護に寄与するものですか？
- 遺伝的な攪乱等、地域の生物多様性に負の影響をもたらすものではありませんか？

### 地域の自然的・社会的条件に応じ、

- 地域の生物多様性の特性を踏まえた活動内容になっていますか？
- 地域の生活や文化に配慮した活動内容になっていますか？

### 多様な主体が有機的に連携して行うもの

- 少なくとも2つ以上の主体が有機的に連携して取り組む活動になっていますか？

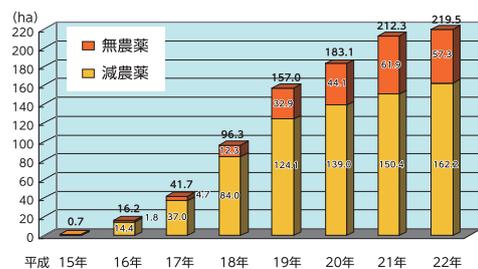
## 2-1 生物の多様性を保全するための活動

生物の多様性を保全するための活動（地域連携保全活動）として、生物多様性の保全を重視した農林漁業や身近な緑地等の保全・再生・創出、希少な野生動植物の保護、生態系や農林水産業に被害を及ぼす外来種の防除、自然環境に関する調査、自然とのふれあい活動、環境教育等が挙げられます。以下に事例を示します。

### 1) 生物多様性の保全を重視した農林漁業

#### (1) 環境保全型農業の推進

農薬・除草剤・化学肥料の不使用や使用量の低減、ふゆみずたんぼ（冬期湛水水田）等、環境負荷の軽減や生きものの生息・生育環境の提供等生物多様性に配慮した農業です。



コウノトリを育む農法の作付面積の推移  
豊岡市 HP 資料

## (2) 生きものの環境の連続性の確保

水田魚道・土水路・生きものがはい出せる側溝等を用いることにより、河川・湖沼・ため池－用排水路－水田や畦－樹林間の連続性を確保する活動です。



水田にカエルスロープを設置（徳島県小松島市）  
小松島市提供

## (3) 生物多様性に配慮した多様な森づくり

広葉樹を主体とした二次林における下草刈り、除伐、間伐等の適切な管理、人工林の針広混交林化や広葉樹林化等の生物多様性に配慮した多様な森づくりの活動です。森林に生息する野生動物の営巣地や餌場づくりといった種に着目した生息環境の改善等も含まれます。

## (4) 水産資源を育む豊かな海づくり

水産資源を育む環境（藻場、干潟、サンゴ礁等）を保全する活動や、豊かな海づくりを目的とした流域内の森林管理等の活動です。

## 2) 身近な緑地等の保全・再生・創出

都市公園等における樹林地の保全、建築物の敷地の緑化やビオトープの整備等、生きものの生息・生育空間となる身近な緑地や水辺等を保全・再生・創出する活動です。



地域住民による都市の緑地管理（東京都目黒区）  
目黒区提供

## 3) 野生動植物の保護

### (1) 絶滅危惧種の保護増殖

国や地方公共団体が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧種や、種の保存法に基づき指定されている国内希少野生動植物種の保護増殖等に取り組む活動です。



カワラノギク保護のための除草活動  
（東京都福生市：多摩川河川敷）  
NPO 法人自然環境アカデミー提供

### (2) 動植物の生息・生育地の保全

自然草原、風衝草原、極相林等の自然度の高い環境を保全する活動や、里地里山の森林・農地・ため池、公園緑地やビオトープ等において、生きものの生息・生育環境を保全する活動です。

例えば、登山者の踏みつけ等から高山植物を守るための立ち入り防止柵の設置、植物の盗掘を監視するためのパトロール、草原や湿原の野焼き、ヨシ刈り、灌木の伐採等の活動があります。



高山植物再生実験（北海道様似町：アポイ岳）  
様似町役場提供

## 4) 生態系や農林水産業に被害を及ぼす動植物の防除や被害防止のための取組

### (1) 外来種の防除

特定外来生物※1をはじめとした外来種（国内由来の外来種※2を含む）を防除し、その地域本来の生態系を保全・回復する活動です。

例えば、ため池のオオクチバス・ブルーギルの防除や、河川敷等に繁茂したオオハンゴンソウの除去、外来植物の侵入防止のために靴底の種子を除去するマットやブラシの設置等の活動があります。



外来魚駆除（兵庫県：東播磨地域のため池）  
兵庫県提供

### (2) 在来種による生態系被害の防止

個体数の増加や分布域の拡大により、植生や生態系に悪影響を及ぼしている在来種（シカ、イノシシ等）の個体数調整、それらの侵入や食害を防止する柵やネットの設置等、生態系被害を防止するための活動です。

例えば、シカの食害から樹木を守るネットの設置や竹林の拡大防止のための管理、サンゴを捕食するオニヒトデの駆除等の活動があります。



植生防護柵の設置（高知県：三嶺の森）  
三嶺の森をまもるみんなの会提供

※1 特定外来生物：海外由来の外来種で、特に生態系等への被害を及ぼすおそれがあるものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」により定められた生物  
※2 国内由来の外来種：日本の生物であっても、国内において本来の自然分布域をこえて人為的に導入される生物

## 5) 自然環境に関する調査

植生、動植物等の状況やその成立条件となる気象、水質、土壌等、地域の生物多様性の現況を把握・評価するための調査活動です。例えば、現在の自然環境を把握するための現地調査だけでなく、過去の状況を把握するための文献調査や地域の自然や生活文化に詳しい地域住民や専門家へのヒアリング、得られた調査結果の分析・評価等も含まれます。

## 6) 自然とのふれあい活動、環境教育

地域の生物多様性の特性や現状、その恵み（生態系サービス）の大切さを伝え、生物多様性を保全するための活動の意義等を普及啓発するために行う自然観察会や体験イベント、シンポジウム等の活動です。地域の生物多様性を活かしたエコツーリズムを通じた活動等も含まれます。



スイゲンゼニタナゴについての授業  
(岡山県：倉敷市の小学校)  
倉敷市提供

## 2-2 生物多様性を保全するための活動の促進に寄与する活動

活動場所や活動資金の提供、活動に伴う生産物・副産物の利用や販売の促進等、生物多様性を保全するための活動を側面から支援する活動（具体的な場所で実際に行う保全に係る行為は含まれません。）を一体的に行うことは、地域連携保全活動の持続力や推進力を高めるために非常に重要です。

例えば、活動場所となる土地を無償で提供することや、生物多様性に配慮した農法で生産された「生きものブランド米」の販売を行うこと、二次的な自然の管理を通じて発生するバイオマスを有効利用すること等が挙げられます。

なお、地域連携保全活動計画には、生物多様性を保全するための活動の促進に寄与する活動も記載することができますが、具体的な場所で実際に保全に係る行為を行うものではないので、自然公園法等の法律の特例措置（詳細はp.25「4-2 特例措置等の手続」）の対象とはなりません。

# 3

## 地域連携保全活動計画とは

「地域連携保全活動計画」とは、地域連携保全活動に取り組むための実行計画となるものです。市町村は、地域連携保全活動基本方針（p.54）に基づき、地域連携保全活動計画を作成することができます。地域連携保全活動計画には、①計画区域、②計画目標、③活動の実施主体・実施場所・実施時期・実施方法等を具体的に定めます。

また、地域連携保全活動を行おうとする特定非営利活動法人等（NPO/NGO等の営利を目的としない団体、地域住民、企業等の事業者、農林漁業者、教育・研究機関、専門家等を含む）（省令p.52）は、活動を行おうとする地域の市町村に対し、地域連携保全活動計画の案の作成について提案することができます。

### ※「計画区域」と「活動の実施場所」

「計画区域」は、地域連携保全活動を促進すべき地域として計画の対象とする区域のことで、「活動の目標と特性」に応じ、地域の自然的・社会的条件を踏まえて、適切な範囲を設定します。

また、複数の市町村が、生態系のつながりやまとまり等、行政区域の境界を越えた計画区域を設定する活動計画を協働して作成することができます。

一方、「活動の実施場所」は、「計画区域」の中で、実施主体が実際に保全に係る行為を行う具体的な場所のことです。

